

平成 19 年 4 月 19 日

各 位

仕組預金にかかる表示について

全国銀行公正取引協議会

全国銀行公正取引協議会（会長 畔柳信雄 三菱東京UFJ銀行頭取）は、昨年 8 月に公正取引委員会および金融庁から適正表示の一層の徹底等を要請されたことも踏まえ、これまで、同 9 月に住宅ローン、同 12 月に外貨預金の広告表示例をとりまとめました。また、デリバティブを組み込んだ預金、いわゆる仕組預金の広告表示に関しても関係当局等と相談し、まとめ次第、公表していくこととしていました。

このたび、仕組預金の広告表示例をとりまとめ、本日付で当協議会会員宛に通知いたしました。

今般とりまとめた仕組預金の広告表示例の主な留意点は、下記のとおりです。また、実際の広告表示例は、全国銀行公正取引協議会ホームページ([www.bftc.gr.jp](http://www.bftc.gr.jp))でご覧いただけます。

記

1. 仕組預金（期間延長（短縮）特約付預金）

- ・ 銀行の判断で満期日が延長（短縮）される商品の基本特性を明示するとともに満期日変更の判断基準を例示すること。
- ・ 中途解約は原則としてできないこと、やむを得ず中途解約に応じる場合は大きく元本割れする可能性があることを明示すること。
- ・ 中途解約時の損害金に関し具体的な情報提供を行い、どのような場合に元本割れの可能性が高くなるのか表示すること。

2. 仕組預金（外貨償還特約付円定期預金）

- ・ 外貨償還となった場合は元本保証のないことを明示すること。
- ・ 適用される金利が複数ある場合には、すべての金利を明示すること。
- ・ 外貨償還となった場合、満期日に市場実勢相場で外貨に転換する場合と比べて不利な条件で転換されること、および預金保険の対象外となることを表示すること。
- ・ 円での受け取りとなった場合、預入時のレートより円安になっても、円安メリット（為替差益）を享受することができないことを表示すること。
- ・ 中途解約、損害金に関し、上記「1」と同様の対応をとること。

以 上